

「資産運用コンサルティングのポイント Vol.46～ 富裕層が良く提案されがちな「仕組み債」の 注意点とは？ -後篇->」



株式会社 ZUU の押田です。今回は、金融機関が富裕層に提案することが多い「仕組み債の商品概要」をご紹介しました。今回は、そのリスクについて詳しくみていきましょう。

■仕組み債のリスク

仕組み債を購入するにあたり警鐘を鳴らしておきたいのは、投資家はリスクを過小評価しがちだということです。特に、アベノミクスによる株価上昇で、投資家は株価の下落リスクを過小評価するようになっています。日経平均株価が金融緩和政策により、大きく下落することがなくなってしまった悪弊です。

一般的な債券に共通するリスクは、①発行者が利払いや償還ができなくなる信用リスク②途中売却の際の価格変動リスク③外貨建て債券の場合は為替リスク④債券の流動性が低い場合には思うように売却ができない流動性リスクの4つです。特に仕組み債は流動性が低く、途中売却が困難である点には注意が必要です。

仕組み債にはこうした一般的な債券が持つリスクに加え、固有のリスクもあることを認識しておくべきです。ロックインやトリガーといった条件次第では、参照指標次第でクーポン(利子)が変動したり、投資家が受け取る償還金に差損が発生したりするものもあるのです。

冷静に仕組み債を検証すれば、実は投資家にとって不利な条件が設定されていることに気付くでしょう。日経平均株価を参考指標とする仕組み債の場合、日経平均株価が下落すれば投資家は元本割れのリスクを負います。その一方で、日経平均株価が上昇した場合には投資家が享受できるリターンはあまりにも少なくなっており、リスクとリターンのバランスが悪いのです。

そして、最大の問題点は手数料です。仕組み債において見かけ上、販売手数料は存在しません。投資信託では目論見書などにコストが明示されていますが、仕組み債では証券会社は自身の組成コストを勘案して、あとは仕切り価格という形態で価格を設定し、販売しています。仕切り価格と組成コストの間の値ザヤが実質的な手数料となっていますが、投資家はこれを知ることができないのです。

■高いリターンを得るには高いリスクが付きもの

かつて兵庫県朝来市が仕組み債で多額の評価損を抱え、証券会社と銀行に約4億8000万円の損害賠償を求める訴訟を起こしたことが話題になりました。また奈良県市町村総合事務組合が退職手当基金の運用目的で保有していた仕組み債を満期前に売却し、元本割れにより20億円が消失したという問題も生じています。他にも仕組み債に対しては金融機関の説明が不十分であることから、さまざまな問題が発生しているのです。

これらの不祥事から、私たち投資家は何を学ぶべきなのでしょう。金融機関側が十分な説明義務を果たしていなかった可能性は否定できません。しかし、高いリターンを求めれば当然リスクも高くなるという真理から目を背けた運用者側の責任はより重大です。公的な資金を預かり運用する立場であれば、なおのこと責任は重いはずです。

決して仕組み債が悪い商品であると否定するつもりはありません。低金利の現在では、こうした金融商品に対するニーズがあるのは事実ですが、リスクを過小評価しがちになることが問題なのです。高いリターンを得るには高いリスクを取る必要があります、それはどのような金融商品であっても変わらないということを肝に銘じておかなければならないのです。

<著者プロフィール>

押田裕太

大和証券にて中小企業経営者をはじめとする富裕層向けに資産コンサルティングをおこなう。その後、株式会社ZUUに入社。入社後は、現在配信先含めて月間2000万アクセスを超える投資家向け金融・経済メディア ZUU online の運営に携わる。金融担当として、日々アナリストなどの金融専門家への取材等を通じ、個人投資家に役立つ情報を提供。Yahoo!ファイナンス 投資の達人としても執筆をおこなっている。

参考

ZUU online : <http://zuuonline.com/>

ZUU Advisors-Support : <http://support.zuuadvisors.com/>参考 : ZUU Advisors-Support : <http://support.zuuadvisors.com/>

: ZUU online : <http://zuuonline.com/>

◇今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、税理士FP 実務研究会事務局【㈱日税ビジネスサービス 企画開発部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488